

## ◇「市長に対する意見の申出」に係る参考条文

### ●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件（※1）の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

---

（※1）「議会の議決を経るべき事件」（\_\_\_\_\_は、5月定例会の議案として提出したもの）

### ●地方自治法（昭和22年法律第67号）

〔議決事件〕

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
  - 二 予算を定めること。
  - 三 決算を認定すること。
  - 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
  - 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
  - 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
  - 七 不動産を信託すること。
  - 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
  - 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
  - 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
  - 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
  - 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るもの）を除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関する事項。
  - 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
  - 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関する事項。
  - 十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項
- ② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るもの）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

## ◇上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(介護補償) 第7条の2 同右	(介護補償) 第7条の2 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障害であつて教育委員会規則で定める障害に該当するものにより、常時又は隨時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は隨時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1)～(3) 省略
2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が <u>10万4,530円</u> を超えるときは、 <u>10万4,530円</u> ）	(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が <u>10万4,730円</u> を超えるときは、 <u>10万4,730円</u> ）
(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>5万6,720円</u> 以下であるときに限る。） <u>5万6,720円</u>	(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>5万6,790円</u> 以下であるときに限る。） <u>5万6,790円</u>
(3) 介護補償に係る障害が隨時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「隨時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が <u>5万2,270円</u> を超えるときは、 <u>5万2,270円</u> ）	(3) 介護補償に係る障害が随时介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随时介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が <u>5万2,370円</u> を超えるときは、 <u>5万2,370円</u> ）
(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>2万8,360円</u> 以下であるときに限る。） <u>2万8,360円</u>	(4) 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>2万8,400円</u> 以下であるときに限る。） <u>2万8,400円</u>

◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三十四号）

3 平成23年3月25日 金曜日 官 報 (号外第59号)

<b>政令第三十四号</b> 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令 内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第二百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第二百八十三号）の一部を次のとおりに改正する。 第六条の第二項第一号中「十万四千七百三十円」を「十万四千五百三十円」に改め、同項第二号中「五万六千七百九十四円」を「五万六千七百一十円」に改め、同項第三号中「五万三千三百七十円」を「五万一千二百七十円」に改め、同項第四号中「二万八千四百円」を「二万八千三百六十円」に改める。	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。
御名 御璽  平成二十三年三月二十五日	内閣総理大臣 菅 直人

- 附則
- (施行期日)  
この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。
- (経過措置)  
改正後の第六条の二第一項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- |              |             |
|--------------|-------------|
| 文部科学大臣 高木 義明 | 内閣総理大臣 菅 直人 |
|--------------|-------------|